

和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県聴覚障害者情報センター）指定管理者審査基準

審査基準	配点	審査項目	個別点
1 県民の平等利用の確保 （確保されない場合は失格）	10	①施設の設置目的を十分理解し、県民の平等な利用が確保されているか	10
		計	10
2 施設効用の最大限発揮	40	①施設運営の提案内容が、利用者の増加に資する内容となっているか	15
		②利用者の意見・要望の把握手法が適切で、施設運営に反映される内容になっているか	10
		③施設事業の運営内容が具体的・現実的で、施設の設置目的に資する内容となっているか	10
		④自主事業の運営内容が魅力的かつ具体的・現実的で、施設の効用の増進に資する内容となっているか	5
		計	40
3 効率的な管理運営	20	①業務要求水準を超える効率的・効果的な内容となっているか（業務改善）	5
		②経費の節減（取組内容・実現性）	5
		小計	10
		③提案額の評価（自動計算）	10
		計（①+②+③）	20
4 管理を安定して行う能力	20	①施設の適切な維持管理を行う内容となっているか （仕様書に記載した業務要求水準。和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県聴覚障害者情報センター）管理運営業務チェック表により確認し、確保されていない場合には失格とする。）	10
		②財政基盤が安定し、施設管理を効率的・効果的に行う能力を有しているか	10
		計	20
5 地域・社会貢献	10	①県内に事務所等を置いているか。（下記（破線内）参照）	6
		②法定雇用障害者数等を超過して障害者を雇用しているか。（下記（破線内）参照）	3
		③障害者就労施設等から物品等を調達しているか。（下記（破線内）参照）	1
		計	10
合計			100

評価基準

- 審査基準 1 の①及び 4 の①は満点が失格で評価。
- 審査基準 5 の①から③は
下記（破線内）のとおり評価。
- その他の審査項目は下表のとおり 5 段階評価とする。

	個別点 5 点	個別点 1 0 点	個別点 1 5 点
特に優れている	5	10	15
優れている	4	8	12
普通	3	6	9
やや劣っている	2	4	6
劣っている	1	2	3

- 評価上の満点は100点とし、最低点は60点とする。
- 審査基準 3 の③の提案額は次の計算式により点数化する。
（自動計算）
なお、小数点以下の端数処理は行わない。

評価点 = 配点数 × 最低提案額 / その応募者の提案額

審査基準 5 の①

評価基準	個別点
募集公告日時点で、法人その他の団体（以下「団体等」という。）の主たる事務所又は本店（以下「主たる事務所等」という。）が県内に所在する。	+ 6 点
募集公告日時点で、団体等の代理人（裁判上及び裁判外の一切の権限を行使できる代理人に限る。）を置く事務所（主たる事務所等を除く。）が県内に所在する。	+ 3 点

審査基準 5 の②

評価基準	個別点
募集公告日が属する年度の 6 月 1 日時点で、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数を超過して障害者を雇用している。 （法定雇用義務を負わない団体等にあつては、法定雇用障害者数を 0 人として評価基準を適用する。）	+ 3 点

審査基準 5 の③

評価基準	個別点
募集公告日以前 1 年間で、県内に所在する国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第67号）第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等から200, 000円以上物品又は役務を調達している。	+ 1 点

※審査基準 5 の①～③について、申請者がコンソーシアムの場合は、当該コンソーシアムの構成員全員が評価基準に適合する場合に限り、所定の点数を加点する。